

尼崎市総合計画審議会第3分科会資料
資料第2号 - 2
平成29年3月30日

施策別記載内容（案）

尼崎市

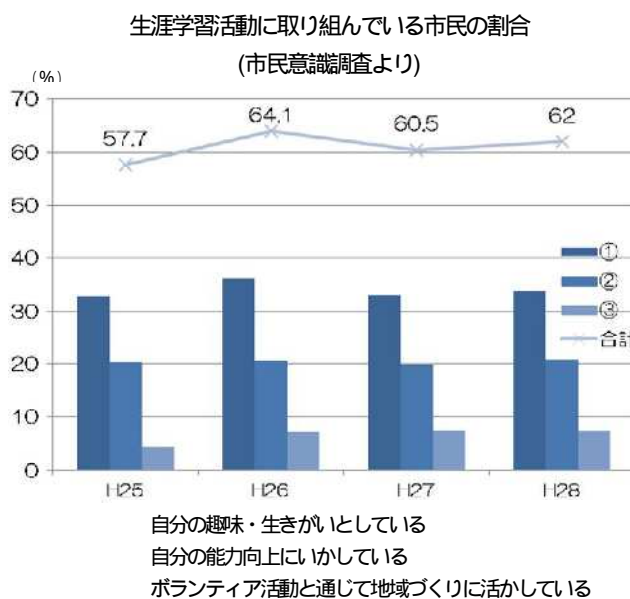
生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち

市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざします。

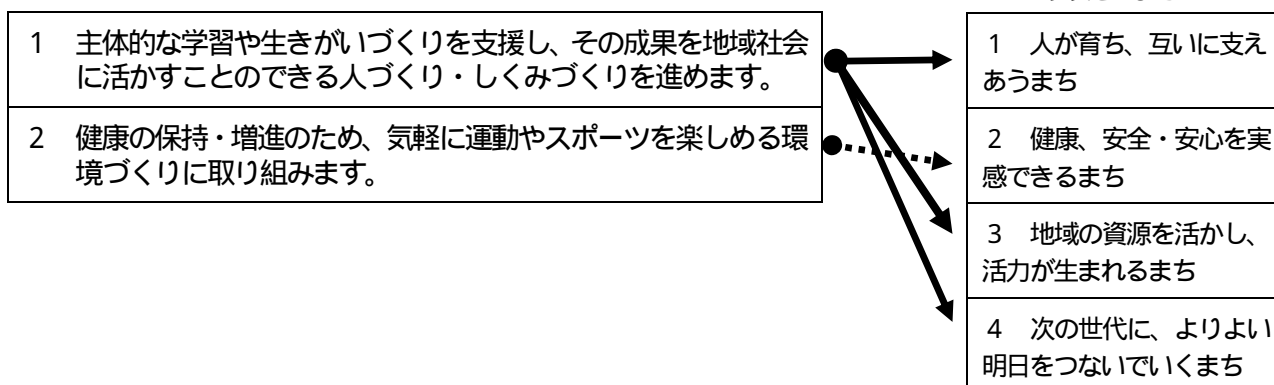
また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちをめざします。

1. 施策を考える背景

- ・ 心の豊かさや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動に対する市民の参加意向が強まっており、多様化・高度化するニーズに応じた学習やスポーツの機会を提供するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく必要があります。
- ・ 少子化・高齢化や情報化の進展、就業意識の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化を踏まえた学習・活動機会の充実を図るため、文化施設や高等教育機関、民間教育事業者等との連携が求められています。
- ・ 地域が抱える多様な課題を解決し、地域を活性化していくためには、市民一人ひとりが生きがいを持ち、その知識や能力がまちづくり活動の中で活かされることが大切です。そのためには、学習の機会にアクセスしやすい仕組みや、学習を通じた仲間づくりへの支援も必要です。
- ・ 生活習慣病や介護の予防という観点からも市民の健康維持は重要な課題であり、すべての市民が生涯にわたって気軽に運動やスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。



2. 施策の展開方向



3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>生涯を通じて、自ら学習に取り組み、自己の能力や生活の向上を図ります。</p> <p>学習の成果や習得した知識を地域の中で活かすために、ボランティア活動等を行います。</p> <p>学習活動の活性化に向け、市民学習グループ間で交流や連携に努めます。</p> <p>事業者は、学習やスポーツに関する情報・機会を提供し、キャリア形成を支援するなど、地域種への参加や社会貢献に努めます。</p> <p>健康を意識しながら、積極的にスポーツ活動に取り組み、生きがい・健康・コミュニケーションづくり等を行います。</p>		
行政	【展開方向1】生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成・交流の推進	市民・事業者	
	<p>誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれがかかわりあいを持ちながら、生きがいを感じ、互いに高めあうことができるよう取組を進めます。</p> <p>多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による社会教育施設の有効活用等に取り組めます。</p> <p>歴史や文化等の地域資源を活用した学習の拡充に取り組めます。</p> <p>市民・ボランティアとの協働と学習グループ等の活動支援に取り組めます。</p> <p>学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を学校への支援や地域づくりに活かせるようなしくみづくりに取り組めます。</p> <p>学習と交流を通じたリーダーの発掘・ボランティアの養成等を通じ、市民主体の学習・活動を支える人材育成等に取り組めます。</p>		
	【展開方向2】運動やスポーツによる市民の健康づくり	市民・事業者	
	<p>個々の生活リズムに合わせて気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりや、情報提供等に取り組めます。</p>		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	学習を活かせる講座の受講者数	個人の学習を支援し、その成果を地域社会に活かす取組につながる講座を実施し、受講者数増加をめざします。	1,593 [人]	1,673 [人]
2	健康を意識した運動やスポーツを定期的に行っている市民の割合	気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組み、健康の保持・増進のために意識的に体を動かす習慣を身に付けた市民の増加をめざします。	46.2 [%]	49.0 [%]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

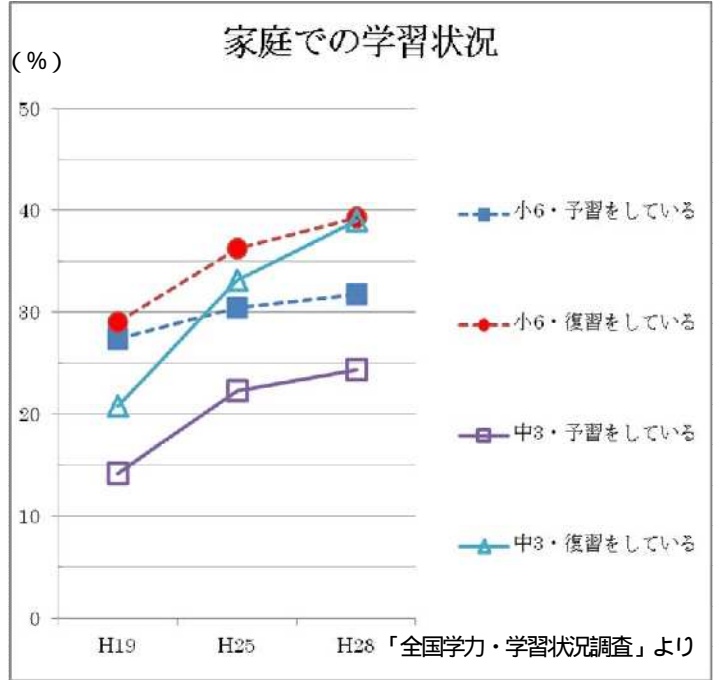
スポーツ推進計画（H27～31年度）、協働のまちづくりの基本方向（H19年度～）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31年度）

教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち

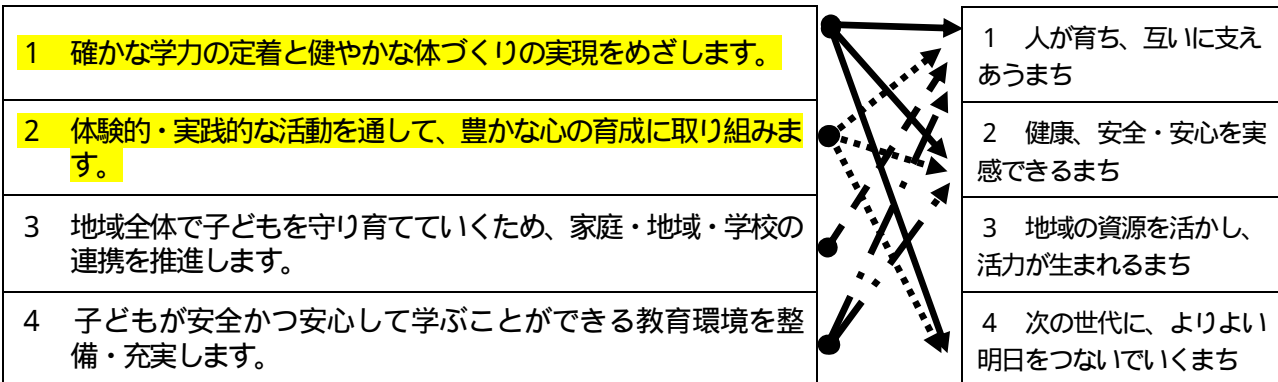
子どもの生きる力をはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざす学校教育を展開するとともに、家庭、地域、学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境の充実したまちをめざします。

1. 施策を考える背景

- ・ 全国学力・学習状況調査の「家庭での学習状況」に関する項目は改善されてきているが、まだ、その割合が低い。さらに、家庭において、自分で計画を立てて学習する習慣を身につけていくことが必要です。
- ・ インクルーシブ教育の推進を図るため、障害のある子と障害のない子が、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子が、多様な学びの場において、その能力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参加を目指すことが求められています。
- ・ 子どもの体力の低下が指摘されており、基本となる食生活や生活習慣の確立・改善に取り組むことが必要です。
- ・ 社会環境やライフスタイルが急速に変化するなか、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められています。
- ・ 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消を図るためには、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整備することが必要です。
- ・ 子どもを健やかに育てていくためには、地域全体での取組が必要不可欠であり、家庭や地域との協力・信頼のもとで、活力に満ちた学校づくりに取り組むことが重要です。
- ・ これまで学校施設の耐震化の確保に努めてきましたが、高度経済成長期の急激な人口増加等に対応して建設した学校施設が多く、今後老朽化している施設の改善を進めることが必要です。
- ・ 全国的に、子どもが被害者となるような自然災害や事件・事故が発生しており、地域や学校の安全・安心を確保することが課題です。



2. 施策の展開方向



3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>子どもの学習や成長に関心を持ち、職場体験や総合的な学習の時間等に協力するとともに、さまざまな体験をする機会をつくります。</p> <p>子どもが健やかに育つ地域環境を整え、必要に応じた対応を行います。</p> <p>子どもとのコミュニケーションを深め、子どもに基本的な食生活・生活習慣が身に付くように努めます。</p> <p>安全・安心な地域の中で、子どもが成長していけるように、防犯や交通安全に向けた見守り活動等を実施します。</p> <p>子どもを対象とした地域の行事や活動を行うとともに、PTA活動や学校行事に参加するなど、地域全体で子どもと積極的にかかわりを持ちます。</p>
行政	<p>【展開方向1】教育・学習内容の充実、子ども健康な体づくり 市民・事業者</p> <p>家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上に取り組めます。</p> <p>インクルーシブ教育を推進することにより、障害のある子と障害のない子が、豊かな人間性や多様性を尊重し、共に学ぶ態度の育成を図るとともに、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育活動に取り組めます。</p> <p>子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身に付ける取組の充実、家庭・地域・企業・団体等との連携による勤労観・職業観をはぐくむ学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実に取り組めます。</p> <p>子ども一人ひとりが、実社会を主体的に生きていくための必要な力をさらに伸ばしていけるよう、中長期的な効果測定を通じた科学的根拠に基づく研究等を行い、政策に活かしていくとともに、教員等のさらなる力量形成を図ります。</p> <p>学校体育の充実や食育の推進等により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、基本的な食生活・生活習慣が身に付くよう取り組めます。</p>
	<p>【展開方向2】心のケア・心の教育の充実 市民・事業者</p> <p>命の尊さを理解し、思いやりの心をはぐくむ道徳教育・体験的学習の充実に取り組めます。</p> <p>人権意識や規範意識をはぐくみ、家庭・地域との連携促進及び関係機関・専門家との協働体制の強化により、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の整備と、不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消に取り組めます。</p>
	<p>【展開方向3】家庭・地域・学校の連携推進 市民・事業者</p> <p>学校評議員制度や学校評価の充実とともに、学校支援ボランティアの参画等を通じて、学校と家庭、地域が連携した、信頼される開かれた学校づくりを推進します。</p> <p>家庭・地域・学校等の連携協力による多様な学習や体験等の機会の創出を推進します。</p>
	<p>【展開方向4】安全な教育環境の確保 市民・事業者</p> <p>安全・安心な教育の場として学習環境の整備に取り組むとともに、保護者や地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図り、正しい防災知識を身に付けるための防災教育の充実に取り組めます。</p>

4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	平均正答率の全国との比較	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較から、子どもの学力の状況を測ります。本市の子どもの学力を全国平均を超えることをめざします。	小6 1.6~ 3.1 中3 1.2~ 2.4	小6、中3とも 全国平均以上
2	「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の全国との比較	全国学力・学習状況調査における体験的・実践的な活動を通して「自分には良いところがある」と答える児童生徒の割合を増やし、豊かな心の育成に取り組めます。	小6 4.7 中3 3.5	小6、中3とも 全国平均以上
3	学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	市民意識調査において、学校支援ボランティアの参画等を通して学校の教育活動に「かかわりを持っている」と回答する市民の割合を増やし、家庭・地域・学校の連携を推進します。	33.1[%]	50.0[%]
4	小学校における洋式トイレの整備率	良好な教育環境を確保するため、小学校の洋式トイレの整備をめざします。(整備率は各施設1ヶ所以上ある率とします)	85.3[%]	92.6[%]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

児童生徒の学力向上&学校活性化推進プラン(H19年度~)、次世代育成支援対策推進計画(H28~31年度)、第2次食育推進計画(H27~32年度)、(仮称)中学校給食基本計画(H29年度~)

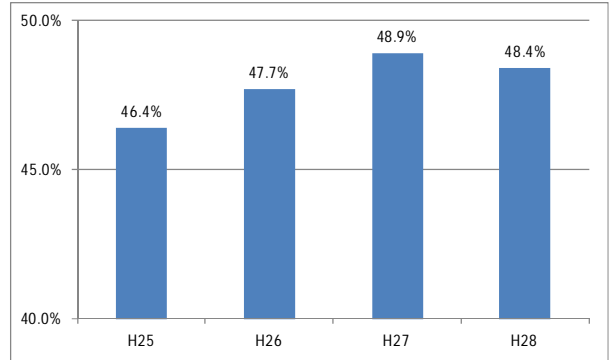
健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち

妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実により、安全に安心して産み育てる家庭環境づくりを支援するとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが自尊感情を高め、健やかに育つ社会をめざします。

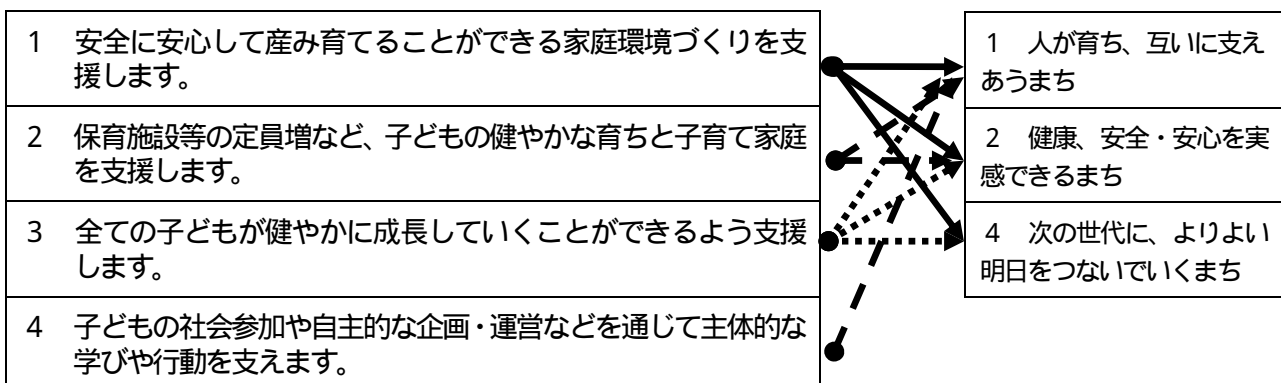
1. 施策を考える背景

- 市民意識調査結果によれば、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じている人の割合は約50%となっています。
- 近年、本市における高齢出産の割合は、平成15年13.8%から平成25年25.9%と上昇しており、20歳未満で出産する割合についても、国、県と比較して高く、養育支援が必要な家庭が多くなっています。
- また、相談相手がなく、妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱えたまま、家庭や地域で孤立している妊産婦が多いことが課題となっているため、妊娠期から子育て期にかけた切れ目のない支援の強化が求められています。
- 地域の大人と子ども、子育て家庭と地域につながる機会の減少や、地域で子どもを育てる意識が弱まっていること等から、子どものいる家庭と地域とを結び付けていくことが課題となっています。
- 本市の乳幼児や児童の人口は減少傾向にありますが、母親の就労希望や保育施設・児童ホームの利用者は都市部にある他の自治体と同様に増加傾向にあり、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化しています。
- 少子化や、ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての悩みや不安を持つ保護者が増えており、児童虐待相談件数や不登校児童生徒数の増加のほか、ひきこもり等への対策が課題となっています。
- 国が実施している国民生活基盤調査結果から、経済的貧困を主な理由とする、いわゆる「子どもの貧困問題」が課題となっています。
- 日常生活において、子ども同士が互いに遊びや体験を通じて人間関係づくりを学ぶ機会や、地域活動等に参加する機会が減少しているため、子どもの育ちにとって重要な体験の機会を確保すること等が課題となっています。
- 全ての子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えるよう、「尼崎市子どもの育ち支援条例」に基づき様々な取組を行っている中、社会資源を活かすつなぐなどのしくみの運用については、持続的な取組が必要になります。

身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合



2. 施策の展開方向



3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>妊婦届出を行ったときから、妊娠期、子育て期を通して、不安や困り事を行政や地域関係団体に気軽に相談しながら子育て力や子どもの育つ環境を整えます。</p> <p>妊婦健診や乳幼児健診等の各種健診や予防接種を受けるようにし、子どもが健やかに育つよう努めます。</p> <p>保護者として、子育てについて自ら学び、子どもを育てる力を高めるとともに、子どもと向きあい、子どもが心身ともに安らぐような家庭づくりに努めます。</p> <p>地域で子どもが安心して暮らせる環境をつくるとともに、保護者の不安軽減等に向けて、子育てについての助言等を行うほか、交流の機会づくりに努めます。</p> <p>事業者は、従業員が家庭で子どもとのかかわりを深められるよう配慮に努め、また、子ども・子育て支援に取り組む地域活動への協力に努めます。</p> <p>近所の子どもへの声掛け等を通じて、子どもに積極的にかかわります。</p> <p>保育施設等や子育て支援関連の施設では、多様な保育サービスや子育て支援サービス等の提供に努めます。</p> <p>地域全体で非行化を防止するための社会生活上の環境整備に努めます。</p> <p>大人として子どもの人格を尊重し、成長に応じた思い・考えを聴くとともに、豊かな人間性、社会性等がはぐくまれるように、成長を支えます。</p>		
	【展開方向1】安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援	市民・事業者	~
行政	<p>子育てに関する情報収集と発信、保護者の情報交換等の機会づくり等により子育ての不安や負担感の軽減に努めます。</p> <p>地域で子どもを育てると意識を啓発し、地域と子育て家庭がつながるよう働きかけていきます。</p> <p>思春期の健康教育について、学校と連携した実施に努めます。</p> <p>妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、各種の母子保健事業の充実を努めます。</p>		
	【展開方向2】保育事業、放課後児童対策等による支援	市民・事業者	
	<p>保育サービスの充実、保育施設等や児童ホームの定員増に努めるほか、法令に基づく各種の給付等により子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。</p>		
	【展開方向3】社会的支援を必要とする子ども・家庭を地域で支えるための支援	市民・事業者	~
	<p>児童虐待や不登校など、様々な困難や課題を有する子どもに対し、子どもの育ちに係る支援センターを拠点として、関連分野が有機的に連携し、年齢に応じて切れ目なく、総合的かつ継続的な支援を行います</p> <p>関係機関と連携・協力し、子どもの健やかな成長を妨げる要因を取り除くための地域社会全体の意識の高揚や、事業者による主体的な取組への働きかけ等により、非行化防止に努めます。</p>		
	【展開方向4】子どもの主体的な学びや行動への支援	市民・事業者	
<p>青少年の居場所づくりをはじめとする青少年施策については、旧聖トマス大学の跡地を拠点とし、各地域の公共施設において全市展開します。</p> <p>子どもの主体的な学びや行動にとって有益な情報の収集と発信等により、子ども自らが思い・考えを表現する場等の社会参加を促す機会づくりや、子どもの自主的な企画・運営による活動を支援します。</p>			

4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1・3	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	市民意識調査により、尼崎市が社会的支援が必要な子どもや家庭を支援できている状態にあるかどうかを測ります。子育て不安の解消につながる事業を充実させることで、すべての人が子育ての悩みを相談できるまちを目指します。	48.9[%]	100[%]
2	保育施設等入所待機児童数(翌年度当初)	4月利用希望の新規利用申込児童数から実際の利用児童数を差し引いた数のうち、厚生労働省の定義により待機児童から除外する児童を除いた数です。増加傾向の保育需要に対応し、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。	47 (平成28年4月)	0 (平成32年4月)
4	青少年活動の団体数	市内で活動する青少年グループ登録団体の数です。子どもの自主的な活動やそれを支える活動を支援し、子どもの主体的な学びや行動を支えます。	28[団体] (平成27年度)	34[団体] (平成31年度)

現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

子ども・子育て支援事業計画(H27~31年度) 次世代育成支援対策推進行動計画(H28~31年度) 地域保健医療計画(H25~29年度)

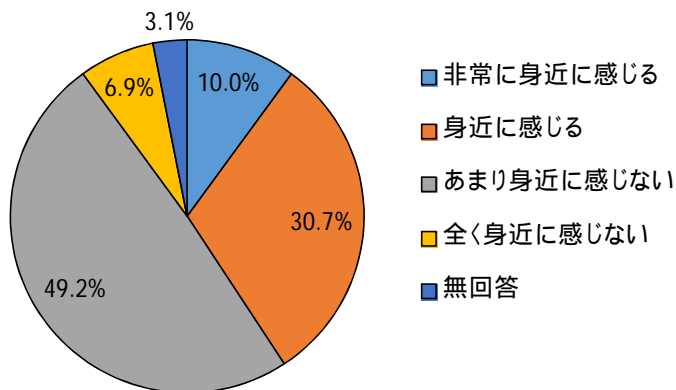
人権文化の息づくまち

すべての市民が自分らしく生き、本市のまちづくりに積極的なかわりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動、**多文化共生社会の実現**、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民がさまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会に主体的に参加・参画するまちをめざします。

1. 施策を考える背景

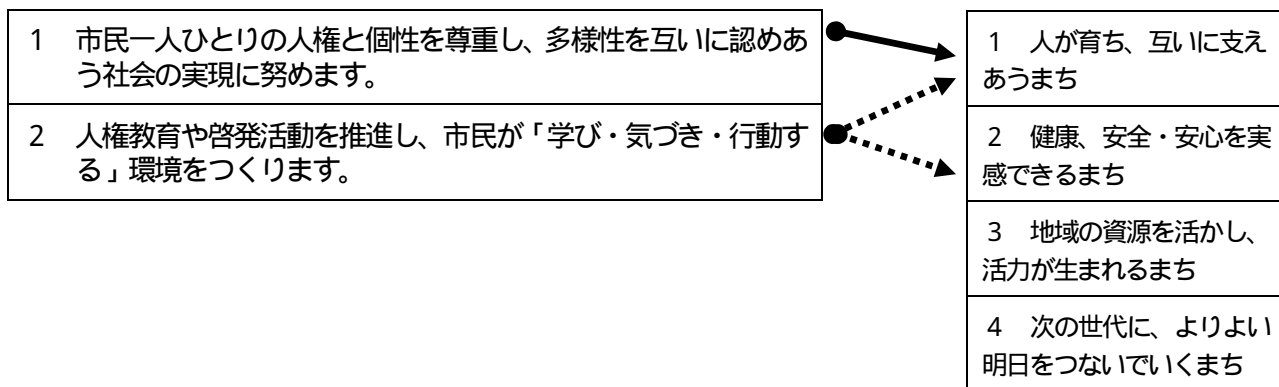
- ・人権とは、個人の尊重に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、人として正しく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利です。
- ・人権を考える時には、まずは身近な人権問題に気づくことから始める必要があり、人権を身近な問題として感じている割合が半数以下であることから、自らの問題として関心を持つことが大切です。
- ・同和問題や外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対する差別意識や偏見のない社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活の中で基本的人権を尊重する感性や人権感覚を身に付けていくことが必要となっています。
- ・社会的弱者やマイノリティへの差別、インターネットによる人権侵害等の多様な人権問題への対応が課題です。
- ・在住する外国人が安心して住めるよう、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くとともに、世界平和を願う意識をはぐくみ、多文化共生への取組をより一層進めることが課題です。
- ・男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができるためには、男女の固定的な性別役割分担意識や社会慣行の解消が課題です。

人権をどのくらい身近な問題と感じている割合



「まちづくりに関する意識調査」(H28.2)

2. 施策の展開方向



3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>人権問題や多文化共生社会の実現、男女共同参画を自分自身の課題として受け止め、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、学習会や活動に自発的に参加・協力します。</p> <p>地域活動への協力や積極的な参加を通じて、地域に根差した人権問題解決や男女共同参画社会づくりのための意見やアイデアを市に提言します。</p> <p>日本人も外国人も、同じ地域社会を築く一員として、お互いに認めあい、理解を深めるとともに、世界平和を願い、尊ぶ意識を醸成します。</p> <p>男女が家庭や社会における役割を平等に果たし、また、男女がともに働きやすい環境をつくります。</p> <p>事業者等においては、安全で働きやすい職場づくりを進め、仕事と生活の調和を推進していくとともに、従業員に対して人権教育を行うなど、ハラスメントの防止をはじめとする人権に配慮した行動を行います。</p>		
	【展開方向1】多文化共生社会の実現	市民・事業者	
行政	<p>多様な文化・伝統に対する理解の推進を図り、外国人等が生活しやすくなる諸条件の整備等に取り組みます。</p> <p>世界平和の尊さ・大切さに対する理解の推進等に取り組みます。</p>		
	【展開方向1】男女共同参画社会の実現	市民・事業者	
	<p>啓発や支援事業の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確立に向けた環境整備、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止等に取り組みます。</p>		
	【展開方向2】人権問題の啓発と人権教育の取組	市民・事業者	
	<p>職員や教職員の人権意識の高揚と人権感覚の醸成、人権についての学習環境の整備、市民の自主活動やリーダー育成支援等に取り組みます。</p>		
	【展開方向2】人権侵害の防止と被害者への支援	市民・事業者	
<p>地域や関係機関との連携・協力、相談機能の充実、人権侵害事象の未然防止、児童虐待の防止等に取り組みます。</p>			

4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	多様性を認め合う市民の割合	固定的な概念にとらわれず、多様性を認め合い、市民の理解が高まることを目指します。	75.3	90.0[%]
2	人権を身近な問題と感じている市民の割合	人権問題が多様化・複雑化するなかで、市民が人権問題に関心を持ち、学び、考え、課題の解決に向けて行動していけるよう、市民の人権への関心が高まることを目指します。	40.8[%]	60.0[%]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

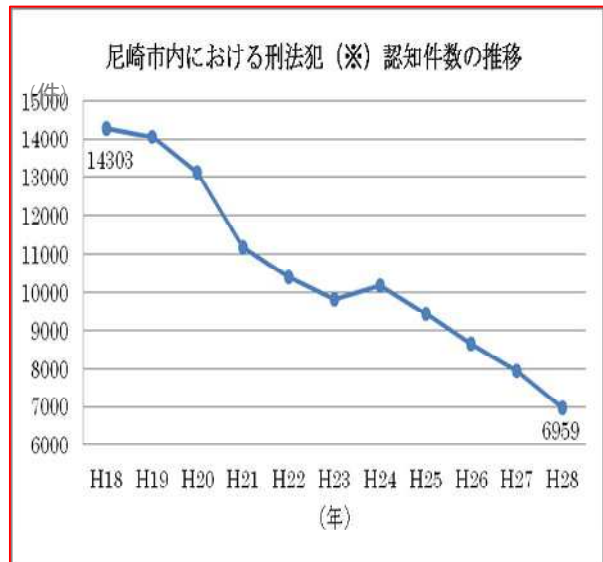
人権教育・啓発推進基本計画（H22～31年度）、国際化基本方針（H6年度～）、第3次男女共同参画計画（H29～33年度）、配偶者等からの暴力対策基本計画（H24～29年度）

生活に身近な安心を実感できるまち

市民が日常生活の中で安全や安心を実感しながら暮らしていけるよう、地域での防犯や交通安全活動、消費者被害の未然防止など、**市民と行政が協働して安全・安心なまちづくりを進めていきます。**

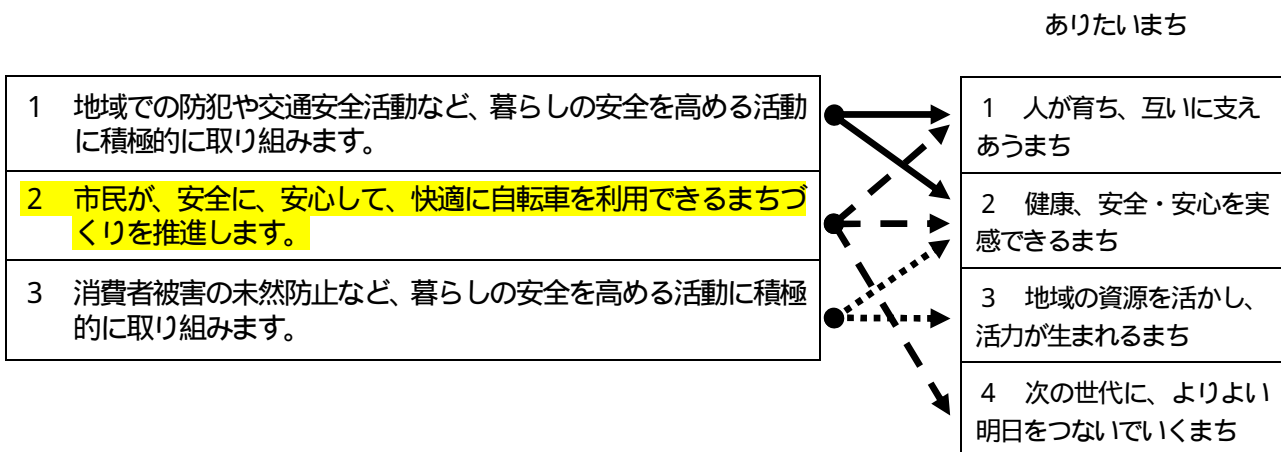
1. 施策を考える背景

- 市民が、誇りと愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが身近な暮らしの中で安全・安心を実感できることが必要です。
 - 地域での防犯や交通安全といった身近な生活における安全を高めるためには、警察等の関係機関と連携した取組に加えて、市民一人ひとりが意識を持ち、犯罪への備えや交通ルールを守るとともに、地域ぐるみの活動を充実させ、犯罪や事故が起きにくいまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
 - 本市の自転車利用に適した都市としての特性を、まちの強みと位置づけ、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に活用したまちづくりを推進し、本市における自転車の位置づけを都市課題から都市魅力へと転換します。**
 - また、近年、悪質商法やインターネットを介した詐欺的な架空請求、多重債務、食品の偽装表示問題等のトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっています。商品やサービス、取引形態が多様化し、消費者被害が複雑化しているなかにあっては、消費者被害の未然防止や被害者の救済といった行政による消費者を守っていく取組だけではなく、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となり、消費者被害に遭わないよう備えることが必要です。
- 刑法犯とは、刑法の各本条に定める罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）などのことです。



兵庫県警察ホームページ市区町別刑法犯認知状況
(平成29年2月23日時点)

2. 施策の展開方向



3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>市民は日常生活の中で一人ひとりが防犯について意識し、日常の犬の散歩やウォーキングを兼ねてできる見回り活動・パトロールの防犯活動に協力しあって、安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。</p> <p>一人ひとりが交通ルールやマナーを遵守するとともに、家庭や学校、地域ぐるみの啓発・学習活動に取り組みます。</p> <p>自転車のまちづくりを推進するため、一人ひとりが、自転車に関連する交通事故や犯罪防止、適正な駐輪といった、自転車の安全、安心、快適利用に努めます。</p> <p>消費に関する学習・啓発の機会を活用し、さまざまな商品や商取引等についての知識や関心を持つ賢い消費者となることに努め、自ら消費者被害に遭わないよう備えるとともに、地域や環境、社会に貢献できる消費行動を心がけます。</p> <p>悪質な訪問販売や金融商品等による被害を防ぐため、地域や各種団体で高齢者等に対する情報の共有や見守りを行います。</p> <p>事業者は、消費者が安心して商品やサービスの提供を受けられることができるよう、法令の遵守と倫理的な事業活動、情報開示に努めます。</p> <p>事業者は、自転車のまちづくりを推進するため、従業員に対して、自転車に関連する交通事故や犯罪の防止、適正な駐輪といった自転車の安全、安心、快適利用に係る啓発を行うよう努めます。</p>																								
行政	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">【展開方向1】防犯力の高い地域コミュニティづくり</td> <td style="width: 10%;">市民・事業者</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">警察等の関係機関と連携しながら、防犯に関する情報発信や意識啓発、地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域の防犯力を高める取組を進めます。</td> </tr> <tr> <td>【展開方向1】交通安全対策の推進</td> <td>市民・事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">家庭や学校、地域等と連携し、子どもや高齢者をはじめとした市民を対象として交通安全教育に取り組むほか、警察等の関係機関との連携を図りながら市域における交通安全対策を推進します。</td> </tr> <tr> <td>【展開方向2】自転車総合政策の推進</td> <td>市民・事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">自転車の事故や放置等の課題解決を引き続き推進するとともに、自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、環境や健康面等における自転車のもつメリットを最大限に活かすといった観点から自転車総合政策を推進します。</td> </tr> <tr> <td>【展開方向3】安心できる消費生活を実現する環境づくり</td> <td>市民・事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">市民が賢い消費者となり、安心して日々の消費生活が送れるよう、消費生活センター等を中心として消費活動に関する情報発信や意識啓発、消費生活トラブルにおける相談やあっせん等に取り組みます。 計量検査等の適正な商取引等を支える取組を適切に行います。</td> </tr> </table>	【展開方向1】防犯力の高い地域コミュニティづくり	市民・事業者		警察等の関係機関と連携しながら、防犯に関する情報発信や意識啓発、地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域の防犯力を高める取組を進めます。			【展開方向1】交通安全対策の推進	市民・事業者		家庭や学校、地域等と連携し、子どもや高齢者をはじめとした市民を対象として交通安全教育に取り組むほか、警察等の関係機関との連携を図りながら市域における交通安全対策を推進します。			【展開方向2】自転車総合政策の推進	市民・事業者		自転車の事故や放置等の課題解決を引き続き推進するとともに、自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、環境や健康面等における自転車のもつメリットを最大限に活かすといった観点から自転車総合政策を推進します。			【展開方向3】安心できる消費生活を実現する環境づくり	市民・事業者		市民が賢い消費者となり、安心して日々の消費生活が送れるよう、消費生活センター等を中心として消費活動に関する情報発信や意識啓発、消費生活トラブルにおける相談やあっせん等に取り組みます。 計量検査等の適正な商取引等を支える取組を適切に行います。		
	【展開方向1】防犯力の高い地域コミュニティづくり	市民・事業者																							
	警察等の関係機関と連携しながら、防犯に関する情報発信や意識啓発、地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域の防犯力を高める取組を進めます。																								
	【展開方向1】交通安全対策の推進	市民・事業者																							
	家庭や学校、地域等と連携し、子どもや高齢者をはじめとした市民を対象として交通安全教育に取り組むほか、警察等の関係機関との連携を図りながら市域における交通安全対策を推進します。																								
	【展開方向2】自転車総合政策の推進	市民・事業者																							
自転車の事故や放置等の課題解決を引き続き推進するとともに、自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、環境や健康面等における自転車のもつメリットを最大限に活かすといった観点から自転車総合政策を推進します。																									
【展開方向3】安心できる消費生活を実現する環境づくり	市民・事業者																								
市民が賢い消費者となり、安心して日々の消費生活が送れるよう、消費生活センター等を中心として消費活動に関する情報発信や意識啓発、消費生活トラブルにおける相談やあっせん等に取り組みます。 計量検査等の適正な商取引等を支える取組を適切に行います。																									

4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	交通安全、防犯等の面で安心感を持っている市民の割合	市民意識調査において、「交通安全、防犯等の面で日常生活を安心して過ごすことができている」と回答した市民の割合です。	58.8[%]	90[%]
2	安全・安心・快適に自転車を利用できていると感じている市民の割合	市民意識調査において、「安全・安心・快適に自転車を利用できている」と回答した市民の割合です。	40.7[%]	90[%]
3	消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	市民意識調査において、「消費生活等の面で日常生活を安心して過ごすことができている」と回答した市民の割合です。	82.7[%]	90[%]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

第10次尼崎市交通安全計画（H28年度～H32年度）

人をひきつける魅力があふれるまち

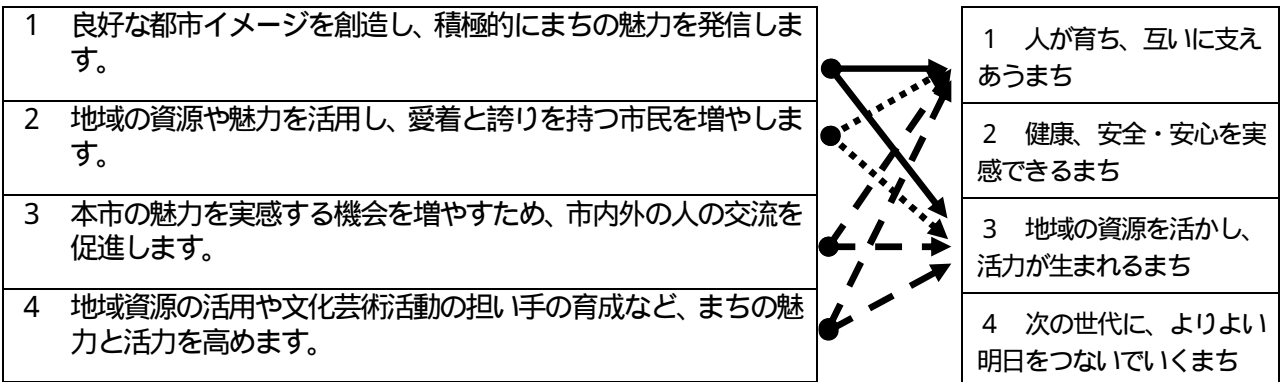
若い人の夢とチャレンジを応援することや、地域資源を活用した取組を進めることで、市民のまちへの愛着と誇りを高めていくとともに、まちの魅力を増進し、戦略的・効果的に発信していきます。また、そうした取組を通じて交流人口、活動人口、定住人口の増を図っていく中で、本市が目指す姿を実現していきます。

1. 施策を考える背景

- ・まちの魅力そのものを高めていく取組に加えて、今後はより、市外向けのシティプロモーションが求められています。尼崎城を核として、寺町・城内の魅力づくりを行うとともに、増加する訪日外国人を含め、市外からも人が訪れる場を創造する観光地域づくりに取り組む必要があります。そのためには、多様な関係者との連携を深めながら、行政だけにとどまらない仕組みや体制を構築していく必要があります。
- ・近年、「工場夜景」や人気アニメのファンによる「地名めぐり」など、尼崎の新たな魅力を地域資源として活用する取組が進んでいます。こうした取組は、市民自らが地域に愛着と誇りを持つことにつながります。
- ・本市の文化施策の指針である「尼崎市文化ビジョン」に基づき、「若い人の夢とチャレンジを応援する」「育まれてきた歴史・伝統・文化を継承・発展させる」「市民の芸術体験を支える」の3つを柱とした取組を進めていく必要があります。
- ・3つの柱での取組を通じて、本市が目指す姿である「文化の担い手が活躍しているまち」「文化資本が次世代に継承されているまち」「市民の地域への愛着が高まっているまち」を実現していくことが重要です。
- ・本市の地域資源である「お笑い」「落語」を活用し、若者向けのコンテストを開催しているほか、若手芸術家への創造・発表の場の提供や、子どもが鑑賞・創作する機会の充実などに取り組んでおり、これらを通じて、将来を担う若い人の夢を後押しし、尼崎が夢とチャレンジを応援するまちであるというメッセージを発信していくことが重要です。
- ・こうした本市の魅力を多様な情報発信媒体（SNS等）を活用して戦略的・効果的に発信していく必要があります。



2. 施策の展開方向



3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>地域の催し等への積極的な参加等を通して、身近なまちの魅力を再認識・発見するよう努めます。</p> <p>一人ひとりがプロモーション役として、まちの魅力の向上や活性化を意識し、情報発信するよう努めます。</p> <p>事業者は尼崎ならではの魅力を備えた商品やサービスの提供に努めるとともに、これらの積極的な情報発信を行います。</p> <p>国際交流の機会を活用します（姉妹都市、友好都市の相互訪問や留学生・訪問団のホームステイ受入等）</p> <p>尼崎城を核にした寺町・城内地区の魅力づくりや訪日外国人への対応など、新たな魅力の活用、交流促進について、連携して取組を進めます。</p> <p>様々な芸術体験と芸術活動を通じて文化の大切さを理解し、文化の力を活かしたまちづくりを意識します。</p> <p>尼崎市総合文化センターは、市民に良質な芸術を提供するとともに、本市の文化振興の中核としての役割を果たします。</p> <p>学び・楽しみ・交流する様々な活動の主体となるとともに、新しいことにチャレンジする人を応援します。</p> <p>子どもを取り巻く大人の行動様式の重要性を認識し、子どもの文化的な成長を支えていきます。</p>		
	【展開方向1】戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上	市民・事業者	
行政	まちの魅力を戦略的かつ効果的に発信していくことで、良好な都市イメージの創造につなげていきます。		
	【展開方向2】尼崎への愛着と誇りの醸成	市民・事業者	
	本市の魅力を高め、戦略的に発信していくことで、市民の尼崎への愛着と誇りの醸成を図ります。		
	【展開方向3】地域資源を活用した市内外の交流促進	市民・事業者	
	市外からの来訪者が尼崎の地域資源に直接触れ、魅力を実感する機会を増やすために「来訪者の動き」を意識して、地域の資源をつなげていきます。		
	姉妹都市・友好都市をはじめとする諸外国との交流に引き続き取り組みます。		
	【展開方向3】地域一体となって取り組む観光地域づくり	市民・事業者	
	さらなる地域の愛着や誇りの醸成、市内外の人々の交流促進に向けて、多様な関係者との連携を深めながら、行政だけでなく多様な仕組みや体制を構築していきます。		
	データに基づいた戦略的な情報発信、体験型企画の開発などに取り組みます。		
	【展開方向4】地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携の促進	市民・事業者	
若い人の夢を後押しし、飛躍のきっかけとなる機会の提供に取り組みます。			
市民が芸術に触れる場づくり、芸術活動の場づくり、子どもの鑑賞・創作機会の充実に取り組みます。			
近松等の地域文化を保存・活用し、その魅力を若い世代等に伝えるとともに、市民や事業者の連携を促進します。			
【展開方向4】地域の資源を活かした新たな魅力づくり	市民・事業者		
尼崎ならではの資源や特性を見つけ、組み合わせや加工、見せ方等を工夫して価値を高めます			

現在記載している各指標の数値は参考数値です

4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合	市民意識調査において、「尼崎市の都市イメージがよくなった」と回答した市民の割合です。戦略的にまちの魅力を発信することにより、都市イメージの向上をめざします。	40.3[%]	50.0[%]
2	「尼崎が好き」と回答した市民の割合	市民意識調査において、「尼崎のまちのことがとても好き」「まあ好き」と回答した市民の割合です。市民のまちへの愛着を醸成する取組により、「尼崎が好き」な市民を増やします。	70.3[%]	80.0[%]
3	市内の観光客入込客数	市内のイベントや観光拠点への訪問者、ホテルの利用者等の数を示す指標です。地域で一体となった取組により、市内外の人々の交流を促進します。	2,311,583[人]	2,670,000[人]
4	尼崎市総合文化センターおよび本市が実施した文化芸術事業への参加者数	本市の文化振興の中核である総合文化センターおよび本市が実施する文化芸術事業への参加者数を増やしていくことで、まちの文化の担い手を育成します。	308,556 [人] (平成27年度)	333,250 [人] (平成31年度)

分野別計画

尼崎版シティプロモーション推進指針（H25年度～）、文化ビジョン（H29年度～）（仮称）観光地域づくり推進に係る指針（H29年度～）

歴史遺産を守り活かすまち

市民共有の貴重な財産である文化財や歴史資料を調査・保存し、次世代に継承するとともに、これを地域資源として活用し、本市の魅力を広く発信していくことにより、市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多くの史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるまちをめざします。

1. 施策を考える背景

- 中世には西国と都を結ぶ港町、江戸時代には阪神間唯一の城下町、近代以降は産業都市として発展してきた本市には、2000年以上にわたる豊かな歴史と文化がはぐくまれ、その歩みを今に伝える史跡・文化財を始め、各時代のさまざまな歴史資料、産業遺産等が残されています。こうした地域の歴史と文化を紹介し、広く市内外に情報発信することで、まちの魅力として伝えていくことが必要です。
- 文化財や歴史資料等を次世代に継承するとともに、地域資源としてまちづくりに活用し、市民の地域に対する誇りや愛着を醸成していくためには、市民が地域の歴史や文化について学習できる環境を整え、子どもの頃からそれに触れる機会を提供するなど、地域全体で文化財や歴史資料等の保全と活用に取り組むことが必要です。
- 分散されている歴史・考古・民俗・美術等に関する資料を一括して保存し、資料収集・保管、展示・閲覧公開、教育普及、市民活動支援、調査研究の諸機能を集約することで、歴史文化の拠点としての歴史館機能の整備が必要です。
- 築城400年となる平成30年に尼崎城が再建されることになり、子どもからお年寄りまで歴史を学べ、楽しめる場所となるよう取り組むことが必要です。



『田能遺跡』【国指定史跡】

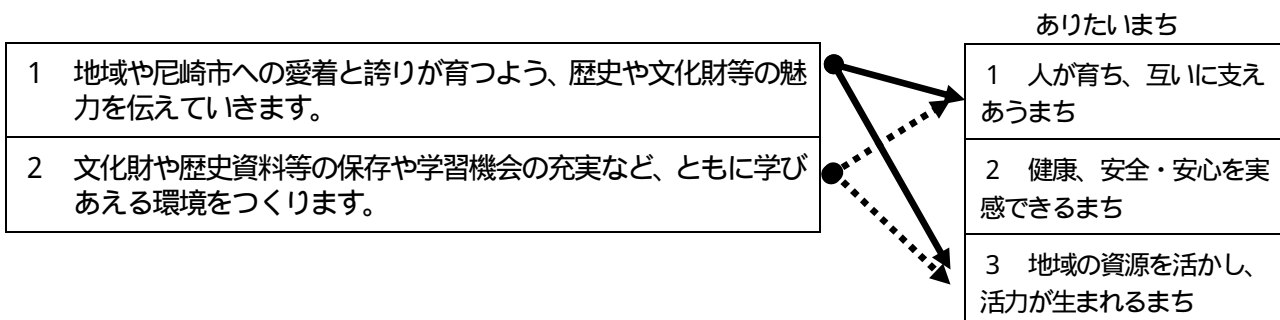
近畿地方を代表する弥生時代の集落跡



『尼崎城下風景図』【尼崎市指定文化財】

江戸時代の尼崎の町の様子が詳細に描かれた絵図

2. 施策の展開方向



3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	地域の歴史や文化財に関する催しに参加し、身近なまちの魅力の再認識・発見に努めます。 地域の歴史や文化財等に関心を持ち、身近な地域の魅力についての情報発信に努めます。 将来を担う子どもたちに地域の豊かな歴史等をしっかりと伝えていきます。 文化財の保全や地域の歴史や文化財に関する調査に協力します。 地域資源として史跡・文化財を守るとともに、観光資源としても活用し、まちの魅力アップや活性化を意識します。		
	【展開方向1】住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育む	市民・事業者	
行政	地域の豊かな歴史を紹介し、歴史や文化財等に関する情報発信に努めます。 学校等とも連携し、子どもたちに地域の歴史や文化に触れる学習機会（体験学習会の開催等）の提供に取り組みます。 市民が地域の歴史や文化財に触れ、学ぶ機会（見学会・歴史講座の開催等）の提供に取り組みます。		
	【展開方向2】歴史遺産等の保存と活用	市民・事業者	
	史跡・文化財の保全と調査研究に努め、その活用に取り組みます。 歴史資料等の収集・保存と調査研究に努め、その成果の公開・活用に取り組みます。 歴史に関するボランティアの養成、市民グループ等との連携による歴史遺産等の保存と活用に取り組みます。		
	【展開方向2】地域の歴史に関する学習環境の整備	市民・事業者	
	市民が地域の歴史を調べ、学ぶことのできる拠点施設を整備し、施設周辺の観光資源とも連携してまちの魅力の発信に取り組みます。		

現在記載している各指標の数値は参考数値です

4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	尼崎の歴史に関心を持っている市民の割合	・地域の歴史や文化財等に関する情報発信に努め、まちの歴史に関心を持つ市民の割合を高めることで、地域への愛着と誇りはぐくむことを目指します。	56.0[%] (平成27年度)	77.0[%] (平成31年度)
2	歴史や文化財等に関するボランティア活動参加延べ人数	・歴史や文化財等に関するボランティア活動の参加者を増やすことで、市民とともに歴史や文化財の保存と活用を図り、ともに学びあえる環境をつくることを目指します。	3,747[人] (平成27年度)	4,792[人] (平成31年度)

分野別計画

城内地区まちづくり基本指針（H20年度～） 都市再生整備計画（城内地区・H28～32年度）